

環境課

- 狂犬病予防、一般廃棄物処理計画、食品衛生、合併処理浄化槽設置費補助
- 公害防止・監視・測定・規制、土砂埋め立て規制、不法投棄防止

クリーンセンター

- クリーンセンターの庶務・施設の維持管理
- 一般廃棄物の収集・処理

建設部

- 道路・排水路などの基本計画実施計画の調整、市の認定
- 道路排水路用地の管理、工事施工承認、道路占用許可

道路河川課

- 道路維持・補修、道路排水施設の維持補修
- 道路・排水路などの用地取得・補償・登記

都市計画課

- 都市計画
- 国土利用計画法による土地取引、開発行為の審査・指導

建築基準法

- 建築基準法による申請の受け付け・指導、公共建築工事の設計・施工監理
- 市営住宅の維持管理、入退届

都市整備課

- 市街地の整備計画立案・建設、土地区画整理事業

都市計画

- 都市計画道路および公園・緑地・緑化の計画立案・建設・管理
- 都市計画事業にかかる土地・建物の買収・補償・管理

八街駅北側地区

- 八街駅北側地区土地区画整理事業の計画・設計・工事などの監督・施行
- 駅周辺整備の調査・設計

下水道課

- 公共下水道の基本計画、予算および決算
- 公共下水道の維持管理、排水設備の指導、下水道使用料金・受益者負担金

公共下水道

- 公共下水道工事の計画・調査・設計・監督・施行

会計課

- 歳入歳出現金の出納および保管、決算書調製
- 支出負担行為の確認、支命令の審査

水道課

- 水道事業の企画・予算および決算
- 給配水装置の維持管理、水源施設の維持管理

議事事務局

- 議会関係諸規程の整備、議長会、議員共済会
- 議会の本会議、各種委員

会事務

- 議事録調製、議事録の発行
- 農家台帳の作成・保管、農地調停、農地などの権利移転・転用事務

農業委員会

- 農業委員の定数・任免・研修、自作農維持資金などの融資、農業者年金

選挙管理委員会

- 選挙人名簿の調製、各種選挙の執行管理

監査委員事務局

- 出納検査、決算審査、定期監査、その他監査事務

教育委員会

- 教育委員会の機構・人事
- 学校施設の管理・整備

学校教育課

- 学校教職員の人事・服務、就学区域の設定・変更
- 学校教育の指導全般、教育相談

社会教育課

- 社会教育・青少年教育・生涯学習の推進
- 文化芸術の振興
- 社会教育関係団体の育成・指導および助言
- 文化財の保護・調査・活用、文化財の指定

スポーツ振興課

- スポーツ振興、社会体育の指導、社会体育施設の管理運営

中央公民館

- 公民館施設および設備の維持管理
- 公民館事業の計画・実施、各種学校・講座の開設

図書館

- 図書館の運営計画、資料の収集、設備の管理
- 資料の貸し出し、参考調査、図書館活動の奨励、移動図書館の運行

視聴覚教材センター

- 学校・団体への機材・教材の貸出

郷土資料館

- 歴史的資料の収集・調査・研究・保存・展示

学校給食センター

- 学校給食会との連絡、施設の維持管理、予算経理
- 給食の献立・調理

スポーツプラザ

- スポーツプラザ施設・設備の維持管理および運営

平成25年度八街市児童クラブ希望者募集

平成25年度の八街市児童クラブ入所申し込みを次のとおり受け付けます。
 4月1日(月)からの入所を希望される方は、必ずお申し込みください。
 ○入所対象児童
 市内の小学校に就学している、または就学予定の新1年生から新3年生までの児童で、保護者が労働や疾病のため保護を受けられない児童(定員の空き状況などにより、新4年生以上の児童も入所できる場合があります)
 ○名称・所在地・定員
 ☆八街児童クラブ
 八街ほ219番地22
 定員 70人
 ☆八街北児童クラブ
 八街ろ170番地14
 定員 40人
 ☆川上児童クラブ
 大谷流867番地1
 定員 40人
 ☆朝陽児童クラブ
 八街は21番地4
 定員 90人
 ☆交進児童クラブ
 八街ろ111番地33
 定員 40人
 ☆二州児童クラブ
 山田台1番地
 定員 40人

☆笹引児童クラブ
 八街へ199番地133
 定員 40人
 ☆沖児童クラブ
 沖1033番地
 定員 30人
 ☆八街東児童クラブ
 八街ほ78番地2
 定員 50人
 ○開設日・開設時間
 ・月曜～金曜日
 授業終了後～午後6時30分
 ・土曜日・小学校の休業日
 午前8時～午後6時30分
 【日曜日、祝日、年末年始期間は休業】
 ○保育料
 月額 8000円
 (8月のみ)
 月額10000円
 【ひとり親家庭などの場合は月額5000円(8月は6000円)となり
 ます】
 ○申込期間
 1月16日～2月8日
 (土曜・日曜を除く)
 ※入所申込書は、1月4日(金)から児童家庭課で配布します。
 詳しくは、市役所児童家庭課
 ☎443-1693へ。

市役所へお問い合わせの際は各課直通電話をご利用ください